

2005年8月19日

財団法人 日本フォスター・プラン協会

理事長

垂水 公正 殿

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

青木雄二



当監査法人は、財団法人 日本フォスター・プラン協会の2004年7月1日から2005年6月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人 日本フォスター・プラン協会の第20期事業年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同事業年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財団法人 日本フォスター・プラン協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成17年8月19日

財団法人 日本フォスター・プラン協会

理事長 垂水公正 殿

財団法人 日本フォスター・プラン協会

監事 和田義博



監事 清水秀雄



私たち監事は、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第20期会計年度における業務の監査を行い、次の通り報告致します。

1. 監査方法の概要

- (1) 業務監査について、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 中央青山監査法人からの報告及び説明を受け、計算書類につき検討を加えた。

2. 監査意見

- (1) 中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以上